（様式第５号）（第２面）

〔記入上の注意〕

（１）　計画期間の始期においては、①欄から⑦欄まで、⑩欄、⑪欄及び㉓欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。

（２）　計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から㉒欄まで及び㉔欄から㉘欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。

（３）　②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。

（４）　⑥欄及び⑯欄の「使用人兼務役員及び役員の特殊関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者をいいます。「役員の特殊関係者」とは、（１）役員の親族、（２）役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、（３）左記（１）及び（２）以外で、役員から生計の支援を受けている人、（４）左記（２）又は（３）と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。

（５）　⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち計画期間の終了日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の２第１項に規定する高年齢被保険者である者（計画期間の終了日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除く。）の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。

（６）　⑩欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－２（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。

（７）　⑫欄、⑭欄及び⑯欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑬欄、⑮欄及び⑰欄にはそれぞれの数の合計数を記載してください。

（８）　⑱欄には⑫欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。

（９）　⑳欄には⑭欄の数から⑯欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数及び⑧欄の数の合計数を控除した数を控除して記載してください。また、㉑-1欄には⑳欄の数を合計した数を、㉑-2欄には㉓の計画の対象となっている事業所における⑳欄の数を合計した数を記載してください。

（10）　㉒欄には、計画期間の初日から起算して１年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「３　事業主の都合による離職」に相当するもの）の有無について記載してください。

（11）　㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に　☑を付してください。
「はい」の欄に☑を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉓欄の計画の何期目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

（12）　㉔欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条第１項に規定する短時間労働者でない労働者（計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。）の数（その数が㉑-2欄の数より大きい場合にあっては㉑-2欄の数）及び㉑-2欄の数から㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者であって、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。）の数を控除した数（その数が０に満たない場合にあっては０）の合計数を記載してください。

（13）　㉕欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。

（14）　㉖欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者（計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。）の数の合計数（ただし、㉕欄の数が上限）を記載してください。

（15）　㉗欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条第１項に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数（ただし、㉕欄の数が上限）を記載してください。

（16）　㉘欄には、㉕欄の数から㉖欄の数を控除した数を記載してください。

（17）　計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。